

(仮称) 久留米市総合都市プラザ設計者選定  
公募型プロポーザル提出書類  
作成要領

平成24年1月

久留米市

## 1 参加表明書等の作成・提出

### (1) 作成

作成にあたっては、（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）及び（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル様式集（以下「様式集」という。）の備考欄等により作成してください。

### (2) 提出書類及び提出部数

【代表企業応募者】●のついたものを順番に綴じ込む

書式 番号	提出書類	規格	データ 形式	提出 1部	提出 10部
様式1	参加表明書（代表企業応募者用）	A4縦	P D F	●	
	同上添付書類：一級建築士事務所登録通知書の写し	—	P D F	●	
様式2-1	設計事務所の概要（代表企業応募者用）	A4縦	P D F	●	●
様式2-2	設計事務所の主要業務（同種）実績書（代表企業応募者用）	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・設計図書、工事概要等	—	P D F	●	
様式2-3	設計事務所の受賞実績（代表企業応募者用）	A4縦	P D F	●	●
	同上添付書類：賞状の写し等	—	P D F	●	
様式2-4	設計事務所の主要業務（同種）実績詳細（代表企業応募者用）	A3横	P D F	●	●
様式3-1	管理技術者の主要業務実績等（代表企業応募者用）	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式3-2	管理技術者の主要業務実績詳細（代表企業応募者用）	A3横	P D F	●	●
様式4-1	建築意匠主任担当技術者の主要業務実績等（代表企業応募者用）	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式4-2	建築意匠主任担当技術者の主要業務実績詳細（代表企業応募者用）	A3横	P D F	●	●
様式5	構造主任担当技術者の主要業務実績等（代表企業応募者用）	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式6	建築積算主任担当技術者の主要業務実績等	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式7	電気設備主任担当技術者の主要業務実績等	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式8	機械設備主任担当技術者の主要業務実績等	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式9	造園主任担当技術者の主要業務実績等	A4横	P D F	●	●

	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式10	土木主任担当技術者の主要業務実績等	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要・賞状の写し等	—	P D F	●	
様式11	担当技術者の業務実績等	A4縦	P D F	●	●
様式12	協力事務所の概要	A4横	P D F	●	●
様式13	業務実施方針等：工程計画及び動員計画	A4縦	P D F	●	●
様式14	業務実施方針等：設計業務に向けた実施方針	A3横	P D F	●	●
添付 1	管理技術者及び建築意匠主任担当技術者となる者の一級建築士の免許証の写し	—	P D F	●	
添付 2	構造一級建築士及び設備設計一級建築士として配置される者の講習修了通知書の写し	—	P D F	●	
添付 3	建築コスト管理士又は建築積算士として配置される者の登録証の写し	—	P D F	●	
添付 4	技術士（設備関連専門分野）又は建築設備士として配置される者の登録証の写し	—	P D F	●	
添付 5	造園及び土木の各主任担当技術者として配置される者の資格証等の写し	—	P D F	●	
添付 6	説明書 5 (1) 参加資格【代表企業応募者】ウに規定する要件のうち、一級建築士 5 名以上が代表企業応募者の組織に所属することを証する書類（健康保険証等の写し及びその者の一級建築士免許証の写し）	—	P D F	●	
添付 7	説明書 5 (2) 参加条件【代表企業応募者】ウ、エに規定する条件を満たすことを証する書類（健康保険証等及びその者の一級建築士免許証の写し）	—	P D F	●	
添付 8	登記簿謄本（写し）	—	P D F	●	

【市内応募者】●のついたものを順番に綴じ込む

書式 番号	提出書類	規格	データ 形式	提出 1部	提出 10部
様式①	参加表明書（市内応募者用）	A4縦	P D F	●	
	同上添付書類：グループ全員の一級建築士事務所登録通知書の写し	—	P D F	●	
様式②	グループの概要（市内応募者用）	A4縦	P D F	●	●
様式③-1	グループの主要業務（同種）実績書	A4横	P D F	●	●
	同上添付書類：契約書写し・工事概要等	—	P D F	●	
様式③-2	グループの主要業務（同種）実績詳細	A3横	P D F	●	●
添付①	配置される一級建築士等の資格免許証の写し	—	P D F	●	
添付②	登記簿謄本（写し）	—	P D F	●	

(3) 提出の体裁

1部提出の書類についてはホッチキス止めをせずに、左側中央に2穴を開け紙製ファイルバインダー（A4版長辺綴じ・背表紙厚み調整型）に綴じて提出してください。

紙製ファイルバインダーの表表紙・背表紙には（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル参加表明書等の題目と応募企業名を記入してください。

10部提出の書類については、様式1部ずつ順番にまとめたものを1セットとし、左端上1箇所をホッチキス止めしたうえで10セット提出してください。

データについてはファイル名を「書式番号+提出書類名」とし、P D F形式にして、すべてをC D - Rに書き込み1組提出してください。添付書類にも「書式番号+提出書類名」のファイル名をつけてください。

尚、添付書類についてはできる限りA4版又はA3版に縮尺調整した写しを添付してください。

(4) 提出期間、提出場所及び提出方法については説明書に記載のとおりです。

## 2 技術提案書等の作成・提出

### (1) 作成

作成にあたっては、(仮称)久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル説明書(以下「説明書」という。)及び(仮称)久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル様式集(以下「様式集」という。)の備考欄等により作成してください。

### (2) 提出書類及び提出部数

#### 【代表企業応募者】

書式 番号	提出書類	規格	データ 形式	提出 部数
様式15	技術提案提出書(代表企業応募者用)	A4縦	PDF	1
様式16 A~D	技術提案書(代表企業応募者用)	A3横	PDF	11

#### 【市内応募者】

書式 番号	提出書類	規格	データ 形式	提出 部数
様式④	技術提案提出書(市内応募者用)	A4縦	PDF	1
様式⑤ E~F	技術提案書(市内応募者用)	A3横	PDF	11

### (3) 提出の体裁

技術提案提出書(様式15及び様式④)については、各提案課題についての技術提案書(様式16-A~D及び様式⑤-E~F)に一部添付の上、提出してください。

技術提案書(様式16-A~D及び様式⑤-E~F)については、様式1部ずつ順番にまとめたものを1セットとし、左端上1箇所をホッチキス止めしたうえで11セット提出してください。

データについてはファイル名を「書式番号+提出書類名」とし、PDF形式にして、すべてをCD-Rに書き込み1組提出してください。

### (4) 提出期間、提出場所及び提出方法については説明書に記載のとおりです。

### 3 質問及び回答

- (1) 本業務に関して質問がある場合は、様式17、様式⑥に基づいて提出して下さい。口頭等による質問は、受け付けません。
- (2) 質問書の提出期間、提出場所等は説明書によります。

### 4 プレゼンテーション及びヒアリング（代表応募者のみ）

- (1) プレゼンテーション・ヒアリングの際に使用する拡大パネル及びパワーポイントの内容につきましては、いずれも、業務実施方針等（様式13及び様式14）及び技術提案書等（様式16-A～D）の内容のみを「可」とし、その他の使用は「不可」とします。
- (2) プレゼンテーション・ヒアリング実施にあたり、詳細な実施要領等については、プレゼンテーション・ヒアリング参加要請者に対しまして、後日、別途に通知します。その内容を遵守してください。
- (3) プレゼンテーション・ヒアリングで使用可能とするA1のパネルについては、提出された業務実施方針等（様式13及び様式14）及び技術提案書等（様式16-A～D）をそのまま拡大（A1版）してください。  
提案書等の内容の一部抜粋、分割等は「不可」とします。  
パネルの枚数については、様式13、様式14をそれぞれ1枚、様式16-A～Dは、提案課題ごとに1枚（計4枚）の合計6枚となります。
- (4) プレゼンテーション・ヒアリングでは、パワーポイントを用いた資料を使用出来ませんが、追加資料の提出、使用は一切認めません。
- (5) パワーポイントを使用する場合、パソコン及びプロジェクタは、各自で用意してください。

### 5 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。また、要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。
- (2) 失格の条件、その他については説明書によることとします。

以 上